

地域包括事業支援対策委員会だより VOL. 3

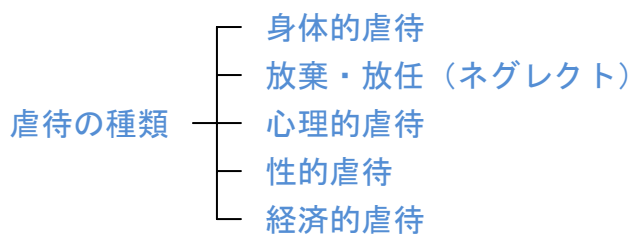
家庭のなかで知らないうちに高齢者虐待！？

当委員会は、地域で高齢者の方々が安心して暮らせるように、それに関係した法律をご紹介していきたいと考えています。そこで、今回は、高齢者の方を危険から守るべく、以前もご紹介しました「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援などに関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という）について研究してみたいと思います。

介護保険法などとは異なり、皆さんにとって身近な法律に感じるものではないと思いますが、皆さんにも知って頂きたい法律であると考え、取り上げました。

高齢者虐待といっても、その類型は様々なものが考えられます。高齢者虐待防止法でも、いくつかの類型を規定しています。

〈高齢者虐待防止法に規定されている虐待の類型〉



ただ、実際の虐待は、こうした類型にぴたりとあてはまるものばかりではなく、いくつかの類型にまたがっていたり、融合していたり、明確に分けられるものというわけではありません。

また、これらの類型にあたる行為がたまたま1回行われたからといってすぐに虐待だというものでなく、通常は日常的に繰り返されているものが虐待としてとらえられます。

さらに、高齢者が虐待を受けていると自覚していることが要件でもありませんし、また反対に虐待をする側が虐待をしているという自覚があることが要件なのでもありません。

虐待は、それが行われているという「事実」なのです。

以下、高齢者虐待防止法で掲げられている高齢者虐待の類型を、一般的な例と共に簡単にみていきましょう。

＜身体的虐待＞

「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」(高齢者虐待防止法第2条4項1号イ)

養護者（高齢者を現に養護する者、すなわち生活において現実に高齢者の世話をする家族、親族、同居人などです。）が、例えば、高齢者をつねったり、叩いたり、殴ったり、蹴ったりという行為はもちろん、食事を食べないからといって無理矢理に食事を口に入れることや、ベッドに縛り付けたり、部屋に軟禁したりなどのような拘束もこの身体的虐待にあたります。

身体的虐待は、高齢者が痛みを感じたかどうかで判断されるのではなく、高齢者に対して外形的な行為がなされたかどうかで判断されることになります。

＜放棄・放任（ネグレクト）＞

「高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為（※）と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること」(高齢者虐待防止法第2条4項1号ロ)

※ イ、ハ、ニは、それぞれ身体的虐待、心理的虐待、性的虐待のことを指します)

例えば、十分に着替えや入浴をさせなかったり、髪の毛を切らないまま放っておくとか、水分や食事を十分に与えなかったり、部屋を清掃せず、ゴミを放置して汚いままにしておくことはもちろん、高齢者本人が必要としている介護や医療サービスを理由なく制限したり利用させないこともこの虐待にあたります。もちろん、オムツを1回替えなかったからといってこの虐待にあたるというものではありません。しかし、その状態が続いて高齢者の身体が不衛生になれば、この虐待にあたるといってよいでしょう。ネグレクトは、養護者が意図的に行っているかどうかは関係なく、結果的に高齢者の生活環境や身体・精神の状態が悪化すれば虐待と判断されます。

養護者の中には、介護の知識や技術が不十分であることによってこの虐待を行ってしまう人もいますので、くれぐれも注意が必要です。

＜心理的虐待＞

「高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」（高齢者虐待防止法第2条4項1号ハ）

例えば、怒鳴ったり、ののしったり、悪口を言うなどの言葉の暴力や、排泄の失敗を嘲笑ったり、そうした失敗などを人前で話して高齢者に恥をかかせたり、高齢者を子供のように扱って侮辱したり、高齢者の話しかけに対しわざと無視したりすることはこの心理的虐待にあたります。

この虐待は高齢者に対し精神的苦痛を与えているかが判断のポイントです。で、お互いに暴言を言いあっても、十分なコミュニケーションが取れている状態であれば問題はありませんが、高齢者が言い返すことができなかつたりするように行われたり、大勢で高齢者一人に対して行われることはこの虐待にあたるでしょう。

＜性的虐待＞

「高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」（高齢者虐待防止法第2条4項1号ニ）

例えば、高齢者本人が同意していない性的行為を強要することはもちろんのこと、性的暴言でいやがらせをしたり、性的な辱めを与える目的で服を着せないまま放置することも排泄の失敗等に対して罰として服を脱がせたままにすることも、この虐待にあたります。

＜経済的虐待＞

「養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」（高齢者虐待防止法第2条4項1号ホ）

この虐待は、養護者のほか高齢者の親族も対象となります。ですから、別居の家族でも、本人の意思や利益に反してこのような行為をしてしまうことが「経済的虐待」となりますので注意が必要です。

例えば、養護者や親族が、本人の財産を合意なしに管理して生活に必要なお金を渡さずに使わせなかつたり、本人の所有している不動産などを無断で売却してしまつたり、本人の年金や預貯金などを本人の意思や利益に反して使ってしまうことがこの経済的虐待にあたります。

家族が本人の財産を管理することは決して悪いことではありません。しかし、本人の意思に反してまでの勝手な管理は虐待になりうるのです。

最も注意すべきは、以上のような「高齢者虐待」が起こる背景です。虐待が行われることには、実は、養護者の介護の疲れや、養護者自身の経済的困窮、養護する者とされる者が共に高齢者である老老介護、または相談したくても相談する人がいないという社会環境などの多くの要因があるのです。

また、こうした行為は日常という場で起こっているものであり、家庭という密室で行われるものであるため、周囲からは気づきづらく、また気づいてもなかなか第三者が踏み込んで行くことが出来ないという点が大きな問題なのです。

でも、まず誰かが気づくこと、それこそが高齢者虐待防止につながるのです。

このような行為に気付いたときには、司法書士などの法律家や、地域包括支援センター、市区町村等の窓口などに必ずご相談ください。

“ストップ！高齢者虐待”のために、ともに方策を考えさせていただきます。

次回は、「高齢者虐待発見のポイント」について考えてみたいと思います。

[illegible]

最後に

最近、テレビのワイドショーなどで、高齢者介護の問題について特集しているものが多くみられます。

在宅介護で苦労されている方の紹介が多いように感じますが、施設も方々で大変で、在宅生活の介護者（養護者）の方の大変さには本当に頭が下がります。

先日、90歳代のお母さんと同居し、お一人で介護されている娘さんのお話を聞きました。そのかたは、別の法律の相談でお見えになったのですが、徐々に介護のお話になり、自分も虐待しているんじゃないかと思う瞬間がある、とおっしゃっていました。手間のかかる制限食を毎食作っていらっしゃるようですが、ご本人ができることはさせる、というのが基本、とおっしゃっていました。過保護になんでもやってあげるとは簡単だけれども、適度に本人にやらせることも本人のリハビリに役立つこともあるのだ、と思いました。本当に頭の下がる愛のある介護ぶりだと思います。しかし、ご本人に洗濯物をたたませることを、端から見て虐待ととらえる人はいるかも知れません。そういうところが悩むところだ、ともおっしゃっていました（この方のケースはご本人の体調が悪ければ、代わりにやってあげるので端から見ても虐待には、当たらないと私は思いましたが）。この方は明るくお話しされているのですが、やはり、人間であればたまには感情的になってしまうこともあると言います。でもそれを口に出

して言えるうちはまだ良いのかな、とも思いました。
そうなのです。悩みを笑って言えるうちは、深刻な虐待は起こらないか、まだ
阻止することができるのです。
別件でたまたまお話しされたことでしたが、「なんだかとてもすっきりしました、
ありがとうございました」と笑顔で帰られました。
私は法律相談に答えることは多少したかも知れませんが、このお礼は「話しを
聴いたこと」へのものだろう、と感じました。
そこで、養護者側の介護の悩みを気楽に話せる、相談できる場があるというこ
とも、虐待防止へ繋がるのではないかと肌で感じた瞬間でありました。
おかげさなものでなく、何かしら気軽にアクセスできるコミュニティーがあ
ることが重要だと感じたのでした。

昨年１１月１５日に行なったシンポジウムでは、準備不足の中、多くの一般の
かたに参加頂き、「高齢者虐待防止」への関心の高さが伺えました。

みなさんがどんなことで悩んでいるかというようなことも、このシンポジウム
を通じて少し見えたような気がしました。
まだまだ未熟ではありますが、これらをヒントに、当委員会では、我々司法書
士のこれらの問題への取り組みについて検討していきたいと思います。

シンポジウムのご報告は追ってさせていただきます。

寒いですので、皆様、体調管理に気をつけてお過ごし下さい。本年も宜しくお
願い致します。

地域包括支援事業対策委員会一同
